

豊富町子ども読書活動推進計画



平成26年3月

豊富町

目 次

第1章	はじめに	1
第2章	子どもの図書環境の現状と課題	2
1	情報交流センターの現状（中期計画 第1節社会教育）	2
2	学校図書室の現状（中期計画 第2節芸術文化）	6
3	読み聞かせ等の団体と連携した取組や支援（中期計画 第1節社会教育）	7
第3章	「読書する人（子ども）」を増やすための様々な取組	9
1	保護者と0歳からの読書推進	9
2	小学生や中学生が通える図書室に	9
3	図書カード加入促進	9
4	生涯学習拠点としての機能を高める取組	10

第1章 はじめに

近年の子どもを取り巻く社会環境・生活環境の変化を背景に、日本の子どもの「読書離れ」が進み、教育現場においても危機感が増加しています。そのため、平成12年に国を挙げて、子どもの読書活動を支援する取組がスタートしました。

「子ども読書の日」を定めた『子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）』は、子どもの読書活動が、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであるという認識に立ち、すべての子どもが、自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を促進することを基本理念としています。

北海道教育委員会の策定した「北海道子どもの読書活動推進計画（第1次計画）」では、基本理念を「北海道のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にその環境の整備を図る」としています。この基本理念は、第3次計画（平成25年3月）まで継承されています。

豊富町においても子どもの読書活動の一層の推進のため、国、道の基本計画を踏まえ、乳幼児から学生まで、子どもの発達段階に応じ、学校、家庭、地域が連携・協力して地域の実情に即した、子どもが読書を楽しむことのできる環境づくりが必要となっています。

また、豊富町図書室が平成25年9月に新設した豊富町定住支援センター「ふらっと★きた」（豊富町定住支援センター）に情報交流コーナーとして図書室が移転したことにより、本町の読書環境は大きな転換期を迎えています。情報交流コーナーが、読み聞かせサークルをはじめとする町民の主体的な読書活動の拠点として機能を果たすことを主たる目的とし、「豊富町子どもの読書活動推進計画」を第5次豊富町社会教育中期計画に付属する計画として策定することとしました。

この計画は、平成26年度から平成30年度までの5年間とし、年度ごとに計画の評価を行うことで進捗状況を把握し、必要に応じ計画の見直しをおこないます。

第2章 子どもの図書環境の現状と課題

1 情報交流コーナーの現状（中期計画 第1節社会教育と関連）

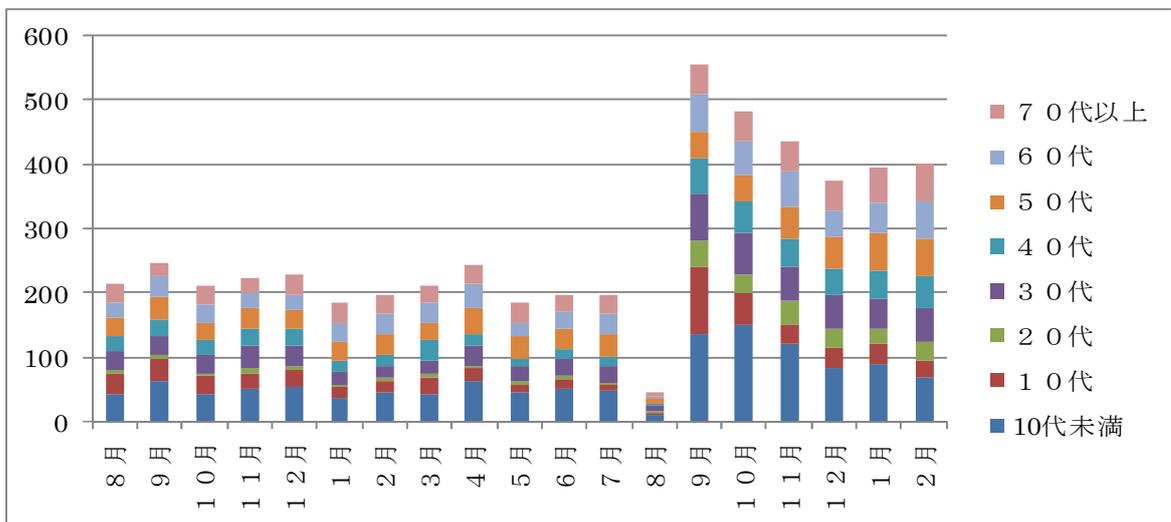
（1）概要

本町における図書サービスは、昭和51年に豊富町図書室が現在の福祉センターに併設され、その後、昭和56年に町民センターに移設されました。平成24年度において蔵書数約15,000冊週3日開設で一日の平均利用者数は26人でありましたが、平成25年9月「ふらっと★きた」情報交流コーナーとして、20,000冊の蔵書とDVD・インターネットが閲覧できるスペースを確保し、特に子ども向けスペースでは、ゆったりと親子で本を読む環境を充実させています。子ども向け蔵書は、表紙を見せるなど、配架にも注意を払い手に取って読んでいただくよう工夫しています。また、読み聞かせサークル等の活動拠点としての活用を促進するための環境整備を進めています。

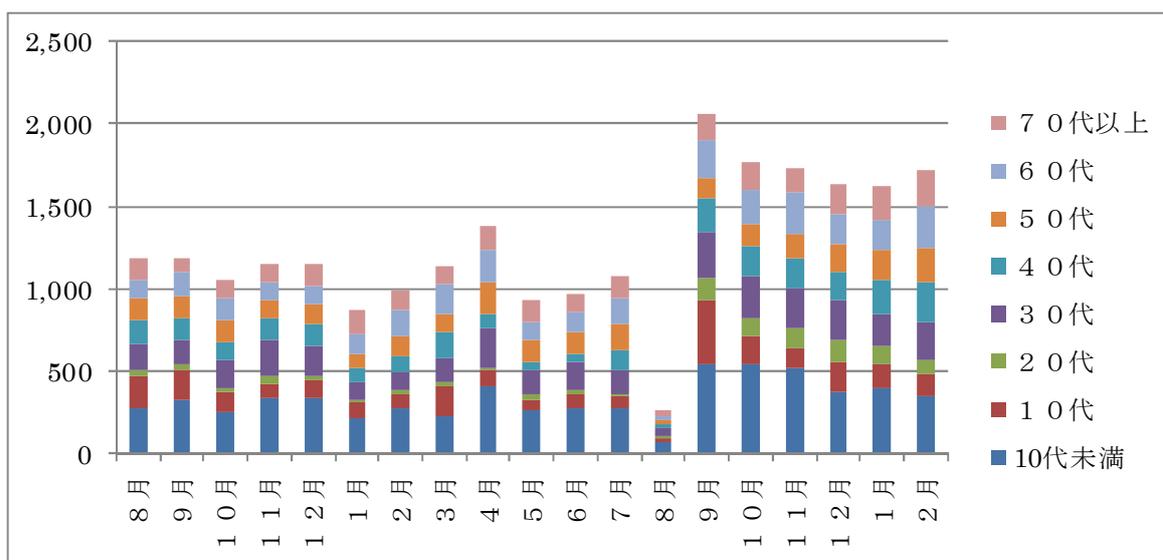
（2）利用実績

	図書室	情報交流コーナー
開館時間	火・木の午後 土曜日は午前と午後	年末年始を除く 9時～21時
月平均利用者	211人	440人
月平均貸出冊数	1,087冊	1,755冊
配架書籍数	15,010冊	15,413冊

利用者の推移



利用冊数の推移



(3) 情報交流コーナーとしての取組

事業名	期日・期間	主催	趣旨	対象
豊富町関連特別展示	未定	町教委	<ul style="list-style-type: none"> 豊富町ゆかりの作品展示 学習成果の活用 文化活動の普及 	一般
読み聞かせ会	年間12回 土曜日	サークル	<ul style="list-style-type: none"> 親子交流 読書への興味関心 	就学前の子と保護者
特別講演会	未定	有志	<ul style="list-style-type: none"> 親子交流 伝統文化にふれる機会 	一般 就学前の子と親
ボランティア活動研修会	年間	町教委・サークル	<ul style="list-style-type: none"> 団体支援 町民の主体的活動支援 	サークル会員
ブックスタート事業	年間12回	町教委・保健推進課・豊富保育園	<ul style="list-style-type: none"> 読書への興味関心 	9ヶ月健診
ヤングアダルト	年間	町教委	<ul style="list-style-type: none"> 本離れの回避 	小学校高学年～

本の充実				中学生
寄贈本の充実	年間	町教委	・計画的な収集	一般

(4) 外観、平面図

現在地／天塩郡豊富町東1条6丁目

建物構造／ RC・木造

延べ面積／2,641.47㎡

情報交流コーナー面積／520.53㎡

蔵書収容能力／20,000冊

開館時間／午前9時から午後9時（貸出時間午前10時から午後8時）

開館日／年間（12月31日～1月5日休館日）

電話番号／ふらっと★きた(定住支援センター) (0162) 82-2211

外観



平面図



☆課題と方策

- 1 情報交流コーナーの利用者は、オープン当初から比べ減ってきていますが、現在では安定してきています。さらなる利用者の増加を目指します。
 - ・定住支援センターを利用する住民の予約状況を把握し、利用者の活動に関連した書籍を強調した配架にするなどして、ふらっと★きた利用者の情報交流コーナー利用を促進します。
 - ・子どもたちの利用促進を図り、継続して図書室を利用するしゅみを構築します。
- 2 子どものニーズに合わせた選書の実現
 - ・リクエストによる利用者の要望を蓄積し、利用者の声をいかした選書をします。

2 学校図書室の現状（中期計画 第2節芸術文化と関連）

（1）各学校の図書環境

学校名	蔵書数（冊）	蔵書購入計画	管理・運営	特色
豊富小学校	4,900	年2回 150冊程度	一般教諭	読書カード 読書タイム
兜沼小中学校	6,500	年2回 150冊程度	一般教諭	朝読実施
豊富中学校	7,800	年2回 150冊程度	一般教諭	

（2）選書、購入等の状況

各学校で、選書の状況は異なり、豊富小学校では、平成25年度から児童会で「おもしろい本を増やして欲しい」という要望を受け図書部がアンケートを実施し、図書担当教諭が選書しています。

兜沼小中学校では、蔵書本のデータ化を行い、全体的なバランスを考慮し少ないところを重点に購入をしています。また、辞典・辞書が古くなっていることから、優先的に購入し、また、図書委員会（子どもたち）での検討により、選書し購入しています。

豊富中学校では、生徒の希望を集約したうえ、専門委員会担当と図書担当の教諭が偏りのないよう選書し購入しています。

☆課題と方策

1 学校図書室の蔵書管理は、学校教諭の創意工夫により行われています。子ども達によりよい図書環境を提供するため、専門的な知識や技能に基づいた情報提供が求められます。

- ・北海道立図書館の指導を仰ぎ、専門的な知識や技能に基づいた情報を蓄積し、各学校の実情に応じた支援を行います。
- ・子ども達に新しい書籍や未読の作品に数多くふれてもらうため、新刊購入のほかにも、情報交流コーナーの書籍貸出、北海道立図書館からの書籍借入などに取組みます。
- ・読み聞かせや読書行事など学校での活動を支援し、子どもの自主的な読書活動や学習活動の充実を図ります。

3 読み聞かせ等の団体と連携した取組や支援（中期計画第1節社会教育との関連）

（1）団体の現状

<団体名> 「おはなしくれよん」

<組 織> 平成10年発足

<構成員> 個人会員5名

<活 動> 毎月第3土曜日定住支援センターにおいて、児童や保護者を対象に絵本や紙芝居の読み聞かせを実施しています。また、読み聞かせのほか年に1回人形劇や紙芝居の特別講演を実施するなど積極的に活動を進めています。さらに保育園などに出かけ読み聞かせや紙芝居など行っています。ポスターや案内は全て手作りで作成し町内の施設やコンビニなどに配布しています。

<受賞歴> 平成10年発足以来、地域の読書ボランティアとして、読書活動の普及、推進に大きな成果を上げています。特に月1回の読み聞かせ会では、子どもたちに読書の楽しさを伝えさらに、保護者を通して早期からの読書習慣と読書をする子どもの育成に貢献しています。このような取組から平成20年度には「宗谷管内教育実践表彰」平成21年度には「北海道地域活動振興協会理事長賞」平成22年度には「地域の子どもは地域で育てるくせわずき、せわやき隊」に登録するなど地域に読書を広める活動を実践しています。

<活動写真>

* 読み聞かせの様子



☆課題と方策

1 情報交流コーナーが団体の活動拠点として機能を高めるよう環境整備に取り組む必要があります。

- ・資料収集や活動スペースの確保など職員による支援を強化します。
- ・読み聞かせ等のイベント情報や活動の様子を様々なメディアを活用して住民に広く広報します。

2 活動の活性化を図るため社会参画の機会を提供する必要があります。

- ・選書、配架などに団体のアイデアがいかされる場を設けます。
- ・高校生や育児サークルとの連携により新規加入者や新たな取組がうまれるよう支援します。

1. 保護者と0歳からの読書推進

(1) ブックスタート後の子どもや保護者に本と触れる機会をつくり、本から離れない対策を進めます。

- ・ブックスタート事業の継続
- ・絵本を優先的に購入
- ・読み聞かせ会の充実
- ・寄贈本の収集(絵本を中心に)
- ・古本市の開催
- ・図書情報の広報活動

2. 小学生や中学生が通える図書室に

(2) 親の手を離れ、自分の意志で本を読みだす時期に積極的に図書室を利用するための対策を進めます。

- ・図書ボランティアの創設
- ・ヤングアダルト本の充実
- ・親子での読書を継承
- ・ミニ講演会などの実施
- ・小学生読書感想コンクールの継続
- ・子どもが自分で本を借りることができるようにするための支援
- ・読んでもらう本から自分自身で読む本への橋渡し
- ・学校での学習内容に関係した情報を獲得できる書籍の購入

3. 図書カード加入促進

(3) 今まで本に興味を持っていない住民を対象に図書カード(利用者カード)の加入促進を図り、図書室に足を運んでもらうための対策を進めます。

- ・「ふらっと★きた」施設利用者に図書カード利用申請書を配布
- ・学校ぐるみで子どもたちにアプローチ
- ・学校関係者や地元企業などへの図書カード加入促進

4. 生涯学習拠点としての機能を高める取組

(1) 古き良き豊富町を知り、わがまちに愛着を持ち守り育てるための対策を進めます。

- ・ 町民が所有する資料の借用や寄贈の募集
- ・ 郷土資料室に所蔵している書籍等の資料の活用
- ・ 豊富町ゆかりの作品や資料の収集
- ・ 酪農などに関する書籍の収集
- ・ 豊富高校民話集に関する資料の収集

資 料

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成十三年十二月十二日公布施行

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施され

るよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため
必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。